

津市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

平成２９年３月２８日上下水道事業訓第１号

（趣旨）

第１条 この要綱は、雨水の流出抑制を図ることにより、浸水被害の軽減に寄与するとともに水資源の有効利用を図り、併せて市内経済の活性化及び市内業者の育成に寄与するため、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成１８年津市水道事業管理規程第４号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水排水区別計画区域 津市公共下水道事業全体計画における雨水排水区別計画区域をいう。
- (2) 設置工事 雨水貯留タンクを設置するために行う工事であって、申請者本人又は市内業者が行うものをいう。
- (3) 雨水貯留タンク 建物の屋根からの雨水を一時的に貯留するための施設のうち、貯留容量が８０リットル以上のものであって、市内業者から購入したもの（市販されているものに限る。）をいう。
- (4) 建物 基礎により固定された新築又は使用中の戸建住宅、集合住宅、事業用建物、集会所、倉庫及び物置であって、雨どいが設置されたものをいう。

（名称）

第３条 第１条の補助金は、「雨水貯留タンク設置補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象等）

第４条 補助金は、雨水排水区別計画区域内において設置工事を行う建物の所有者又は使用者（土地又は建物の所有者に同意を得ている者に限る。）であって、当該建物に雨水貯留タンクを設置するものに対し、雨水貯留タンクの購入に要する費用及び設置工事に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

2 補助金は、一の建物について1回限り交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、雨水貯留タンクの購入に要した費用及び設置工事に要した費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額が4万円を超えるときは、4万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、雨水貯留タンクを購入する日の前日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 配置平面図
- (3) 設置工事前における建物の全景写真及び雨水貯留タンクの設置場所の現場写真
- (4) 雨水貯留タンクの購入に要する費用及び設置工事に要する費用に係る見積書の写し
- (5) 土地又は建物の所有者の同意書（建物の使用者が申請する場合に限る。）

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 配置平面図
- (3) 設置工事完了後における建物の全景写真及び雨水貯留タンクの設置場所の現場写真
- (4) 雨水貯留タンクの購入に要した費用及び設置工事に要した費用に係る請求書及び領収書の写し又はこれに準ずるもの

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。